

お知らせ

従業員様の住民税の徴収方法を、特別徴収で選択している事業者様には、今月中に新年度の特別徴収税額の通知が役所より到着します。ご確認をお願い致します。

NEWS LETTER

近年はクールビズが5月から始まるように、早くから暑い日がふえてきました。一年で最も過ごしやすい陽気は、いともあっさり過ぎてしまうものですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

5

2014



- 所得拡大促進税制の改正ポイント
- 食事代負担、見直しをお忘れなく

Message From Staff

- 津山
- 立雲峡
- 四国

所得拡大促進税制の改正ポイント

所得拡大促進税制とは、給与等支給額が一定割合増加した場合に、当該増加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）が限度）ができる制度です。この制度が平成26年度税制改正により見直されました。

登場人物
M社の 経理部長 / M社の 顧問税理士

とりあえず

所得拡大促進税制の改正は、26年3月期の申告には影響しませんよね？

古門部長

顧問税理士

そうですね。26年3月期の申告では、改正前の適用要件で判断をいたします。

古門部長

顧問税理士

ただし、26年3月期で改正前の要件は満たさないが改正後の要件は満たすときは、27年3月期の申告時に27年3月期分を上乗せして税額控除ができます。

古門部長

顧問税理士

とりあえず、26年3月期の申告では、関係ないの話は

古門部長

顧問税理士

改正の内容

改正の内容は、主に次のとおりです。

1. 適用要件の見直し

改正前の要件から、主に次の3項目が改正されました。

改正①	平成27年4月1日前開始適用年度・・・2%以上
	平成27年4月1日～平成28年3月31日開始適用年度・・・3%以上
	平成28年4月1日～平成30年3月31日開始適用年度・・・5%以上

[改正前の要件]

- ・ 基準年度と比較して雇用者給与等支給額が5%以上^①増加
- ・ 雇用者給与等支給額が前年度以上である
- ・ 日雇い労働者を除いた国内雇用者^②に対する平均給与等支給額が前年度以上^③である

改正③ 上回る

継続雇用者

継続雇用者とは、適用年度及び前年度いずれも給与等の支給を受けている国内雇用者のうち、高年齢継続被保険者を除いた雇用保険一般被保険者をいいます。つまり、新卒者や退職者など変動の影響が出やすい給与分が除かれることを意味しています。

改正②

2. 適用期限の延長

2年延長し、法人は平成30年3月31日までの間に開始する事業年度まで、個人事業者は平成30年分までの適用となります。

この改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度から適用されます。そのため、平成26年3月決算など同日前に終了する事業年度について、改正前の要件は満たさないが改正後の要件は満たす場合には、同日を含む適用年度で上乗せして税額控除を受けることができる経過措置が設けられています。

なお、所得拡大促進税制は雇用促進税制との選択適用となります。雇用促進税制も適用期限が2年延長されました。両方適用できる場合には、どちらが有利か必ず検証しましょう。

食事代負担、見直しをお忘れなく



昼食用に弁当を希望する従業員に、弊社が業者へ一括発注して支給しています。これまで弁当代は1食あたり消費税（地方消費税分含む。以下同じ。）込み450円で、うち300円は従業員負担、150円は弊社負担でした。今年4月から弁当代が価格改定され、4月1日以後の配送から1食あたり消費税込み470円となりました。

従業員負担をそのままにした場合、弊社負担は170円となりますが、従業員への給与課税となりますか？例えば従業員甲氏分の発注数が1ヶ月22回だった場合はどうでしょうか。なお、業者への支払いは弁当代のみで配送代等は別途かかっていません。



昼食用の弁当などを使用者が購入して役員又は使用人（以下「使用人等」）へ支給する場合の食事代負担について、使用人等が給与として課税を受けないためには、次の要件のいずれも満たさなければなりません（所基通36-38の2、平元直法6-1外）。

- (1) 使用人等の負担額が、食事の価額の半分以上であること
- (2) 次の金額が1ヶ月あたり3,500円（消費税抜き）以下であること
（食事の価額－使用人等の負担額）

ご質問の場合に当てはめて、2つの要件のいずれも満たすかどうかみていきます。

使用人等の負担額が、食事の価額の半分以上であること

この場合における食事の価額とは、ご質問のような業者から購入して支給している場合には、業者に支払う金額を指します（所基通36-38）。ご質問では業者に支払うのは弁当代のみとあるため、1食あたりでの弁当代で要件に見合うか確認してみましょう。

〔従業員の負担額〕 300円

〔弁当代の半分〕 $470円 \times 50\% = 235円$

$300円 \geq 235円$ ∴ **条件を満たす**

次の金額が1ヶ月あたり3,500円（消費税抜き）以下であること

（食事の価額－使用人等の負担額）

従業員甲氏分の1ヶ月22回の負担額を確認してみましょう。

〔弁当代－従業員の負担額〕

$(470円 - 300円) \times 22回 = 3,740円$

$3,740円 - (3,740円 \times \frac{8}{108}) =$

$3,460円$ （10円未満の端数切捨て）

$3,460円 \leq 3,500円$ ∴ **条件を満たす**

以上のように1ヶ月22回の場合には、2つの要件のいずれも満たし、従業員負担をそのままにして御社の負担が増えても、従業員への給与とはなりません。

平成26年4月から消費税率が8%へと引き上げられ、ご質問のような価格改定がある事業者もいらっしゃることでしょう。さらに、昨今は材料代や光熱費、燃料費の高騰などを受けて弁当代の価格が上昇しているケースも見受けられます。一度使用人等の負担額を決めてしまうと、負担額の見直しを忘れてしまう場合も考えられます。しかし価格が変動した場合には、食事代負担について現状のまま問題ないのかどうかの確認を行い、必要に応じて見直しを行いましょ。

なお、食事代負担とはいえ、現金補助をする場合には、深夜勤務者に対する夜食代としての支給（1食あたり消費税抜き300円以下）を除き、全額が給与として課税される点もあわせて確認しておきましょう（昭59・7直法6-5）。

Message From Staff

津山

B級グルメで有名な岡山県の「津山ホルモンうどん」を、旅行で訪れた際にいただきました。
これを食べるためにまた津山に行きたい！
そう思えるほどに、忘れられない味となりました。
津山城の桜が咲き誇る頃、また訪れたいと思います。
直江 美佳

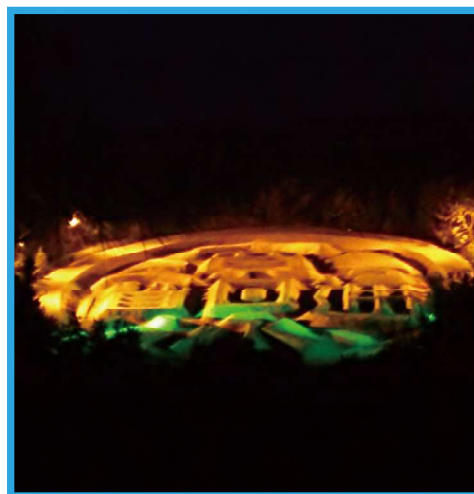


立雲峡

先月中旬、「天空の城」で話題の竹田城跡へお花見に出かけましたが、近くの駐車場はいっぱい…。
そこで但馬吉野といわれる立雲峡へ行きました。
その桜、山腹から見る街並み、そして竹田城跡の眺めも良いものでした。
季節によって様変わりする竹田城跡なので、次回訪れてみたいと思います。
竹内 菜美

四国

写真は香川県観音寺市というところにある「銭型砂絵」。
直径 100メートルの「寛永通宝」で、これを見た人は長生きしたりお金を掴むと云われているそうです。
今年の連休は香川に行きましたが、うどんはめちゃくちゃ美味しく、橋も安くなり、何ととっても渋滞知らずで快適でした！大型連休は四国も良いですよ！
松尾 圭司



岡村税理士事務所 / (株)プラス・アルファ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩 1 分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

